

令和2年5月7日

お客様各位

はばたき信用組合

新型コロナウイルス感染症拡大の防止に伴う営業訪問活動の自粛期間延長について

皆様には、日頃より当組合に対して格別のご愛顧・ご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、政府より全国に「緊急事態宣言」が発令され不要不急の外出の自粛が要請されております。

この宣言を受け、当組合では更なる感染拡大の防止を図るため、また、お客様と職員の安全・安心を確保する観点より営業訪問活動を自粛させていただいておりましたが、5月4日に「緊急事態宣言の延長」が発令されたことを受け、当組合においても営業訪問活動の自粛を延長させていただくことといたしました。皆様には、再度、ご不便、ご迷惑をお掛けすることになりますが、何卒、事情御察しのうえ、ご理解・ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

尚、自粛延長期間におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い影響を受けている中小企業等事業者の皆様、また、個人の皆様に対しての資金繰り支援等の積極的支援は継続してまいりますので、ご遠慮なく、ご相談・ご連絡を下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、また、お客様の安全・安心を最優先に考慮し、営業訪問活動の自粛を実施させていただきます。
2. 営業訪問活動の自粛期間は令和2年5月21日(木)迄といたしますが、自粛期間の変更(延長等)がある場合は改めてお知らせいたします。
3. 営業訪問活動の自粛に伴い定期積金等の集金が遅延いたしますが、後日、集金に訪問させていただきます。

尚、新型コロナウイルス対応による集金の遅延については、利息計算等に反映させることはせず、ご契約通りの満期日、お利息をお支払いいたします。

4. ご融資の相談等については、積極的に対応いたします。

以上